



# 創業者の 利子・保証料を補助します

創業目的で行った借入の利子と保証料を補助します。

(注) 補助金は、利子・保証料支払後の振込となります。

## 対象融資

令和3年8月11日以降に借り入れた下記融資

- ①日本政策金融公庫の取り扱う融資
- ②大分県保証協会の創業者向け融資
- ③市内金融機関で取り扱う創業者向け融資

## 対象者

以下のすべてを満たす方

- (1) 市またはおおいたスタートアップセンター創業講座を修了
- (2) 創業前または創業後5年以内  
※毎年1月の補助申請時に創業5年以内であることが必要
- (3) 市内に事業所を設置している 等

## 補助対象融資上限額

利子補助、保証料補助を合わせて  
50万円まで

## 補助対象期間

- (1) 利子 最長36か月
- (2) 保証料 初回のみ

## 補助率

- (1) 利子 2分の1
- (2) 保証料 全額

## 融資窓口

- ①の融資  
日本政策金融公庫 別府支店
- ②の融資  
大分銀行、豊和銀行、  
大分みらい信用金庫、大分県信用組合 等
- ③の融資  
大分銀行、豊和銀行、西日本シティ銀行、  
大分みらい信用金庫、大分県信用組合  
上記の市内支店

上記以外にも諸条件があります。また、補助条件と融資条件は異なります。  
融資については融資窓口へ、補助については下記へお問い合わせください。